（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「（配当等」の下に「又は譲渡収益」を加え、同条第二項中「それぞれ」及び「に読み替えるもの」を削り、同項の表第百十一条第四項の項及び第百二十条第一項の項中「申告不要第三国団体配当等に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第三項中「それぞれ」及び「に読み替えるもの」を削り、同項の表第十一条第二項の項、第二百五十八条第一項第三号の項、第二百六十一条第一号の項及び第二百六十六条第一項第二号及び第二項第二号の項中「申告不要第三国団体配当等に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改める。

第四条の二第一項中「第五条の二第一項」を「第五条の二の二第一項」に改め、同条第二項中「第五条の二第二項」を「第五条の二の二第二項」に改め、同項第一号中「応じ」を「応じ」に改め、同条第四項及び第五項中「第五条の二第五項」を「第五条の二の二第五項」に改め、同条第六項中「第五条の二第一項」を「第五条の二の二第一項」に、「第五条の二第三項」を「第五条の二の二第三項」に、「第五条の二第六項」を「第五条の二の二第六項」に、「第五条の二第五項」を「第五条の二の二第五項」に改め、同条を第四条の三とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（相手国等転出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課税の特例）

第四条の二　法第五条の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令第百七十条の三第一項の規定の適用については、同項中「法第六十条の四第一項」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第五条の二第一項（相手国等転出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課税の特例）の規定により読み替えて適用される法第六十条の四第一項」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額として算出された金額に相当する金額」と、「法第六十条の四第三項」とあるのは「租税条約等実施特例法第五条の二第二項」と、「その他政令で定める事由が生じた」とあるのは「その他の事由により相手国等に係る相手国居住者等でなくなつた」とする。

（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

第二条　復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の項中「第四条の二第四項」を「第四条の三第四項」に、「第五条の二第五項」を「第五条の二の二第五項」に、「第四条の二第五項」を「第四条の三第五項」に改める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第三条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十六号中「第五条の二第五項」を「第五条の二の二第五項」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「から第四十一条の二十の二まで」を「、第四十一条の二十」に改め、同条第三号中「第七十条の五」の下に「、第七十条の六の九」を加える。

第二条第二号中「第四十四条まで、第四十四条の三」を「第四十四条の三まで」に改め、同条第三号中「（第二項、第七項及び第九項を除く。）、第五十五条の五」を削り、「、第五十七条の八」を「及び第五十七条の八」に改め、「及び第五十七条の九第三項」を削り、同条第十二号中「第六十八条の十九」を「第六十八条の二十」に改め、同条第十三号中「、第六十八条の四十三の二（第二項、第八項及び第十項を除く。）」を削り、「、第六十八条の五十八」を「及び第六十八条の五十八」に改め、「及び第六十八条の五十九第三項」を削る。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定及び同条第十二号の改正規定は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　　号）の施行の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。